

令和 5 年度 第 1 回千代田区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和 5 年 10 月 25 日 (水) 午後 2 時～ 4 時 千代田区役所 6 階 601 会議室
出席委員	葭原 敬 会長 奥村 広美 副会長 高橋 誠 委員 奥 尚子 委員 田中 英二 委員 藤田 博樹 委員
審議案件	令和 6 年度 賃金下限額等について
諮問について	令和 6 年度賃金下限額について、区長代理として行政管理担当部長から会長へ諮問書を提出
審議内容	<p>○事務局より以下の点を説明</p> <p>①条例の対象範囲について (令和 6 年度) 工事請負 1 億 2, 0 0 0 万円以上→1 億 1, 0 0 0 万円以上 業務委託 2, 4 0 0 万円以上 (令和 5 年度と同額)</p> <p>②適用従事者について</p> <p>③公契約条例運用状況 労務台帳提出状況及び社会保険加入状況を確認した。</p> <p>④賃金下限額の設定について 工事請負契約は、公共工事設計労務単価 (令和 6 年度) の 90%、 業務委託契約・指定管理協定は、1,189 円 (時間)、職種別賃金は、 上記に準じて引き上げる。 ただし、警備員、保全管理員については、他職種との差が大きくな っているため、当面据え置きとする。</p>

<p>審議内容に係る 委員からの意見 及び事務局意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が清掃員を雇う場合、現状の実態を反映した賃金下限額を検討してほしい。 ・労働者の適正な労働環境の確保及び向上や労働者を確保するために、最低賃金や民間賃金を勘案して、1,243円程度、最低でも1,192円くらいは必要だと思う。 ・一般の業務委託の下限額と清掃員と介護職の賃金下限額が同額になっているが職種の特性上、金額を再検討してほしい。 ・令和5年度公共工事設計労務単価の前年度比5.2%引き上げられたことを受け、公共工事設計労務単価（令和6年度）の90%及び条例対象範囲を1億1千万円以上に拡大について了承する。中長期的には92%に向けた検討をお願いしたい。 <p>→区：賃金下限額は、区職員給与を基準に国の人事院勧告、東京都、特別区の人事委員会勧告や東京都最低賃金等を勘案し策定しているところである。審議会の意見について検討し、次回に再度提案したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の開催を8月から9月頃に1回目の審議会を行い、民間の賃金の動向等の委員の意見を聞くのはどうか。2回目を10月中に開催し、3回目は持ち回り等によるなどの方法を提案する。 ・国、東京都、特別区の人事院勧告や厚労省や東京都の勤労統計調査等の結果が出てからの開催でないと今後の見通しが立たない。 <p>→区：区の人事委員会勧告が発表される時期が10月中旬頃であり、その後には区の賃金下限額案を策定するため、開催時期を早めることは難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の意見を聞くために、労働者向けアンケートを検討してほしい ・工事現場の訪問を検討してほしい。 <p>→区：まずは労働者向けアンケートについて、方法等について検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務台帳の未提出1件の状況は。 <p>→区：区の事務処理の関係で、公契約条例の詳細説明がかなり遅れ、事業者が労務台帳作成・提出ができなかったことが要因である。現在も提出を依頼している。</p>
--	---